

生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより



第29号（2019年5月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

医療費が高額になりそうなときは・・・

「**限度額適用認定証**」の提示をしましょう！

★「**限度額適用認定証**」を保険証と合わせて医療機関（入院・外来別）の窓口に表示すると1か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが**自己負担限度額**までとなります。

※自己負担限度額は、被保険者の年齢や所得状況によって異なります。詳しくは、市担当課までお尋ねください。



そんな場合は「**高額療養費**」という制度が活用できます。

高額療養費とは、ひと月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分が、あとで払戻しされる制度になります。払戻しは、医療機関からの診療報酬明細書の審査を経て行われるため、診療月から3か月以上かかります。

⇒そのため、医療費が高額になることが事前に分かっている場合は、「**限度額適用認定証**」を提示する方法が便利です！

問い合わせ先：多久市保険年金係 75-2159

※注意※

- ① 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料に**未納**がある場合は、**認定証は交付されません**
- ② 高額療養費は**支給が保留**となりますので注意が必要です
- ③ 後期高齢者医療保険制度の被保険者の人は、保険診療のすべてが支払い対象となりますが、**入院したときの食事代・病衣などの保険適用外は対象となりません**

参考資料 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>「全国健康保険協会一協会けんぽ」より一部抜粋

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）
【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590
【相談時間】8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始
北島（主任相談支援員）・安藤（家計相談支援員）小野原（家計相談員）

文責：小野原